

(写)

豊能環第16号
平成29年4月11日

株式会社環境テクノロジー
代表取締役 井上 保決 様



豊能郡環境施設組合
管理者 池田 勇夫

廃棄物処理に係る委託料相当額の損害賠償金の支払について

早春の候、貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、平成29年3月13日に、当組合の監査委員より当職に対し、当組合の住民が提起した同年1月11日付け住民監査請求に対する監査の結果として、当組合から貴社に対し廃棄物処理に係る委託料相当額の金9650万円及びそれに対する所定の利息の支払を請求する措置を講じられたいとする旨の勧告が示されました。

上記住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき提起されたものであり、その請求の趣旨は、当組合が平成28年2月22日に貴社に対し銀行振込みの方法により支払った廃棄物処理に係る委託料9650万円の支出が法律上根拠のないものであること及び当組合が神戸市内の産業廃棄物最終処分場に埋立処分した廃棄物を持ち帰った費用を含む事後対応費用約7000万円の支出が違法であることを理由に、当組合が被った損失を補填するために必要な措置として、当組合が貴社に対し支出した上記委託料相当額及び事後対応費用相当額の返還を請求するよう求めたものです。

これに対する監査委員の監査の結果は、当組合は貴社との間で廃棄物無害化処理事業に関する委託契約を締結しておらず、また、委託料支出の根拠とする覚書は、公金支出の根拠となる契約書とは認められないので、当該委託料の支出については、支出負担行為が存在するか又は適法な支出負担行為に基づくものではないことから、法律上の原因を欠くものであり、さらに、貴社は、産業廃棄物処理業又は一般廃棄物処理業の許可を有しないので、当該委託料の支出が廃棄物無害化処理事業に係る委託料の支出ではないことを認識しつつ9650万円を受領していること等に鑑み、当組合が貴社に対し当該支出金9650万円の全額に所定の利息を付してその返還を請求すべきであると判断したものです。

以上により、当組合としましては、上記勧告に従い、地方自治法第242条第9項の規定に基づく措置として、貴社に対し、金9650万円及びこれに対する平成28年2月23日から支払済みまで年5%の割合による利息の支払を請求しますので、貴社におかれましては、監査結果の趣旨等をご理解いただき、上記の支払に応じていただきますようお願い申し上げます。